

## 質問に対する回答

大阪市旭区役所

案件名称 : 令和8年度 大阪市旭区役所自動証明写真機設置事業者の募集について

質問番号	質問事項	回答
1	令和3年度～令和7年度2月までの枚数実績と売上金額を教えてください。	・別紙1のとおり
2	御庁では、パスポートの受付はされていますか。	・行っていません
3	パスポートの受付を行なっていれば、申請件数を教えてください。	・質問番号2の回答と同じ
4	パスポートについて、2024年4月～2026年2月までの間で、各月ごとの受付数と内訳(オンライン申請と紙申請)を教えてください。	・質問番号2の回答と同じ
5	御庁では、マイナンバーの写真の無料撮影サービスを行っておりますか。また、いつから実施されていますか。	・行っていません
6	御庁では、マイナンバーの無料撮影サービスは初めて行なう方のみに行っていますか。それとも、更新の方にも行なっておりますか。	・質問番号5の回答と同じ
7	令和2年4月～令和8年1月までの販売枚数、販売金額を月ごとに教えてください。	・質問番号1の回答と同じ ※ 現行の条件による使用許可が令和3年度からとなるため、令和3年度以降の実績にて御確認をお願いします。
8	前回の証明写真機の入札の落札金額の金額と、落札会社名を教えてください。	・決定金額(月額使用料(税抜)) : 55,551円 ・使用許可決定事業者 : 株式会社扶桑プレジジョン
9	現在設置している、機械のメーカー名を教えてください。	・株式会社扶桑プレジジョン ※ 本件は募集要項3ページ目の3(1)に記載する形状や機能等を有している機器であれば設置可能です。
10	現在設置している、機械の写真の販売単価を詳細に教えてください。	・800円または1,000円 ※ 本件は、自動証明写真機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用する事業者を募集するものであり、本市で販売単価は設定いたしません(販売単価は設置事業者にて設定いただくこととなります)。
11	現在設置している、機械の写真の販売単価を変更することは可能でしょうか。	・可能 ※ 本件は、自動証明写真機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用する事業者を募集するものであり、本市で販売単価は設定いたしません(販売単価は設置事業者にて設定いただくこととなります)。
12	前回の入札で参加した会社の数を教えてください。	・4社(直近の価格提案会(令和3年度募集)における参加事業者数)
13	貸付料の分納は可能でしょうか。	・可能 ※ ただし、募集要項4ページ目の3(2)④に記載のとおり、許可期間分の使用料を一括前納ではなく分納とする場合は、価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の3ヵ月分を保証金として納付いただきます。

※質問が提出された順に掲載しています。